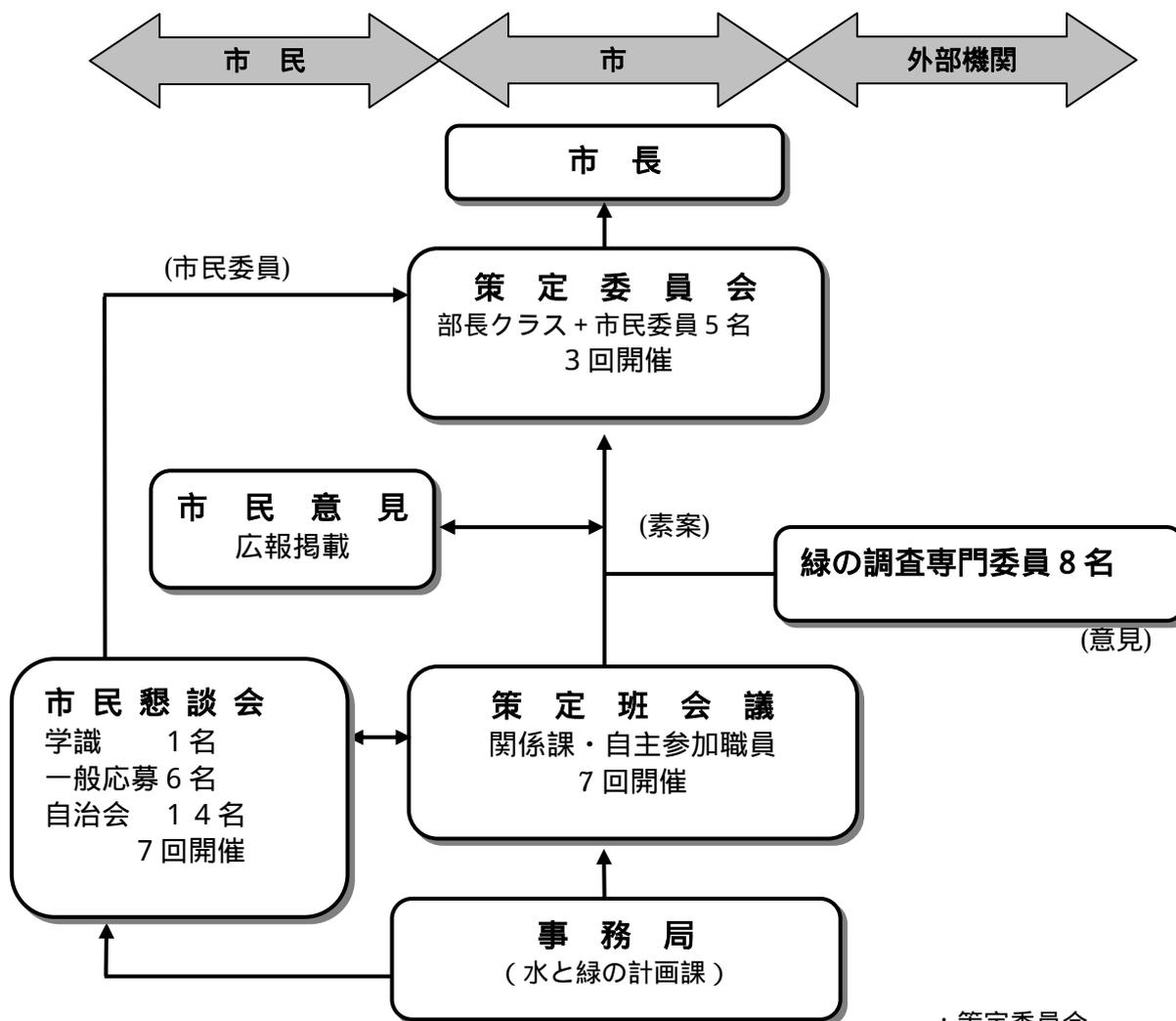


- 參考資料 -

1. 計画の策定体制フロー



：策定委員会
 ：市民懇談会
 ：策定班会議

2. 計画の策定経過

日程			会議名
平成14年	5月	22日	第1回策定班会議
"	8月	1日	第2回策定班会議
"	8月	27日	第1回市民懇談会
"	9月	10日	第2回市民懇談会
"	10月	2日	第3回市民懇談会
"	10月	23日	第4回市民懇談会 第3回策定班会議
"	11月	13日	第5回市民懇談会 第4回策定班会議
"	12月	4日	第6回市民懇談会 第5回策定班会議
平成15年	8月	1日	第6回策定班会議
"	11月	20日	第7回策定班会議
"	11月	26日	第7回市民懇談会(報告会)
"	12月	3日	・市長への計画書素案手渡し式
"	12月	19日	第1回策定委員会
平成16年	1月	19日	第2回策定委員会
"	2月	17日	第3回策定委員会

3. 市川市緑の基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市緑地保全法第2条の2に規定する市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）の策定を円滑に進めるため、市川市緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、市民の意見を反映した緑の基本計画の策定に関し、総合的に調査研究を及び調整を行う。

(組織)

第3条 委員会は、建設局長、企画部長、環境清掃部長、都市計画部長、道路交通部長、水と緑の部長、教育総務部長の職にある者並びに市民委員をもって構成する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長1名を置く。

2 委員長は、市民委員の中から選任する。

3 委員長は、会務を統理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、建設局長の職にある者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係課長等その他関係機関の職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

(補助組織)

第6条 委員会設置の目的を効果的に達成するため、補助組織として緑の基本計画策定班（以下「策定班」という。）を置く。

(策定班)

第7条 策定班は、委員会の指示に基づいて、緑の基本計画策定に関する専門的事項について調査研究を行い、緑の基本計画の素案を作成し、これを委員会に提出するものとする。

2 策定班は、水と緑の計画課長を統括者とし、前項の調査研究を行うために必要な関係課等の職員により構成する。

3 策定班は、その任務を遂行する上で必要があると認めるときは、関係課の職員から、意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(委員会の事務)

第8条 委員会の事務は、建設局水と緑の部水と緑の計画課において処理する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

4. 策定委員会及び市民懇談会等名簿 (敬称略順不同)

(1) 策定委員会

	所 属	職 名	氏 名
1	学識経験者	委員長	浅野 義人
2	市民委員(北東部)	委 員	大塚 功一
3	市民委員(北西部)	委 員	中村 一郎
4	市民委員(中部)	委 員	阿部 武弘
5	市民委員(南部)	委 員	高木 史人
6	建設局	局 長	本島 彰
7	企画部	部 長	永池 一秀
8	環境清掃部	部 長	鈴木 孝男
9	都市計画部	部 長	山越 均
10	道路交通部	部 長	木村 博
11	教育総務部	部 長	谷本 久生
12	水と緑の部	部 長	中山 千代和

(2) 市民懇談会

	地 区	氏 名	備 考	
1	座 長	浅野 義人	千葉大学大学院教授	
2	北東部	本北方1丁目自治会	市川東部地区常任理事	
3		東菅野5丁目自治会	菅野・須和田地区理事	
4		宮久保5丁目自治会	宮久保地区理事	
5		下貝塚3丁目自治会	曾谷・下貝塚地区理事	
6		大野町3丁目自治会	大柏地区副会長	
7		一般公募	後藤 敬子	
8		北西部	市川3丁目第1町会	市川第1地区常任理事
9	真間2丁目第3自治会		真間地区理事	
10	根古屋自治会		国分地区理事	
11	国府台町会		国府台地区常任理事	
12	一般公募		小野 恒	
13	一般公募	中村 一郎		
14	中 部	二俣自治会	信篤・二俣地区理事	
15		南八幡しらさぎ町会	八幡地区理事	
16		平田3丁目自治会	市川第2地区副会長	
17		一般公募	阿部 武弘	
18	一般公募	西村 正次郎		
19	南 部	香取自治会	南行徳地区理事	
20		関ヶ島自治会	行徳地区理事	
21		一般公募	高木 史人	

(3) 策定班会議

	所 属		氏 名	
			平成 14 年度	平成 15 年度
1	企 画 部	企画政策課	小泉 貞之	山田 利朗
2	文 化 部	文化まちづくり課	石橋 義信	
3	文 化 部	まちかどミュージアム推進課	安達 功	
4	市民生活部	暮らしの安全課	吉村 和弘	
5	市民生活部	暮らしの安全課		川島 智
	農業委員会		川島 智	
6	環境清掃部	自然環境課	須藤 治	
7	経 済 部	農水産課	森川 泰和	岩堀 明
8	建 設 局	都市政策室	大場 亨	松丸 宏
9	都市計画部	都市計画課	田中 伸江	福田 裕
10	都市計画部	建築審査課	中崎 士	
11	街づくり部	街づくり推進課	藤田 利治	伊藤 幸仁
12	道路交通部	交通計画課	岡崎 守雅	
13	水と緑の部	河川課	白鳥 洋一	
14	水と緑の部	公園緑地課	高山 政美	
15	水と緑の部	公園緑地課	松村 節夫	
16	教育総務部	教育施設課	木村 紀夫	

(4) 緑の調査専門委員名簿

専門分野	氏 名	備 考
造園計画	山田 和司	(財)日本緑化センター緑化計画部次長
	浅野 義人	千葉大学大学院教授
都市景観	清水 忠男	千葉大学教授
	木下 剛	千葉大学助教授
環境・生物	御巫 由紀	千葉県立中央博物館研究員
	越川 重治	千葉県立国分高等学校教諭
樹 木	竹内 平一郎	竹之内果樹園経営
	塚原 道夫	千葉県みどりの県民会議委員 樹木医

5. 市民懇談会及び策定委員会等における討議結果

(1) 市民懇談会

第1回市民懇談会[平成14年8月27日]

「みどりの基本計画」の検討内容、市民懇談会の進め方等についての意見

- ・三番瀬などの水辺についての検討も取り入れて欲しい。
- ・緑の保全という概念、あり方を検討すべきだと思う。
- ・懇談会では、地域や分野での検討が必要になる。
- ・緑地の保全及び緑化推進における施策の検討を重点的に行うべきだと思う。
- ・高齢社会など、社会的な背景を踏まえ、誰もがすぐに行ける身近な公園づくりが求められると思う。
- ・緑を守る手法について、現況に馴染むよう再検討したいと思う。

第2回市民懇談会[平成14年9月10日]

緑づくりについて、市内の緑の現況（公園の整備状況等）についての意見

- ・市川市の海辺には、大きな緑地の整備は難しいと思う。
- ・江戸川の河川敷に緑を植える考え方があると思う。
- ・南部は必ずしも街路樹等の緑が多いとは言えない。江戸川沿いに公園・緑が少ないので、市営住宅等の公共用地を緑づくりに役立たせて欲しい。
- ・現況と過去のデータとの比較が必要かと思う。

第3回は現地見学会のため、討議要旨なし

第4回市民懇談会[平成14年10月23日]

市街地、水辺、公園、樹林地の緑における課題についての意見

- ・クロマツの保護を個人で行うのは困難である。
- ・市街地には公園をつくるスペースがない。
- ・街路樹があっても、生育が良くない所がある。
- ・遊具だけの公園が多く、子供達の遊び場中心の整備となっている。
- ・何でも観光化して、活性化していくのは問題があると思う。
- ・南部の公園で親水公園方式を取り入れて欲しい。
- ・緑について、住民の意識を変える必要がある。
- ・江戸川河川敷などに昔のような自然が見られなくなった。
- ・三番瀬はゴミ捨て場になっている。市民がふれあえる場所に変えたい。
- ・北部の斜面樹林は、手の付けられていない樹林地が増え、危険である。
- ・屋上緑化、校庭緑化を推進する。
- ・きれいな庭を持っている人に開放してもらおう。(オープンガーデン)
- ・モデル地区を作って賞を出す等、市としての緑に対するアピールが必要。
- ・1年を通して四季折々の自然が感じられる公園づくり。
- ・テーマ、機能別に公園を設け、ネットワーク化する。
- ・公園と一緒に水辺を整備してはどうだろうか。
- ・公園整備の計画段階から住民が参加することが必要である。
- ・三番瀬の手前(周辺)から緑化し、三番瀬を取り巻く現状の環境を改善する。皆が集まる憩いの場にして欲しい。
- ・切った木の分だけ新しい木を植えていくべきだと思う。
- ・NPOや緑を守るためのトラストなど、市民が緑を守る事を考える場を充実させることが大切。

第 5 回市民懇談会[平成 14 年 11 月 13 日]

4 地域別による緑の整備方針についての意見

(北東部)

- ・大町公園等の大きな拠点があるので、生活の場に身近な公園を整備すべき。
- ・地域のコミュニケーションがとれる公園、バリアフリーに配慮された公園、地域の歴史を学べるような場所としての整備が必要だと思ふ。
- ・屋上緑化の推進、観光案内板の充実、苗木の配布等を行う。
- ・緑の基金を拡充するべきだと思ふ。
- ・幼稚園や小学校からの緑に関わる教育が必要だと思ふ。

(北西部)

- ・曾谷貝塚、曾谷 2 丁目、和洋中学校等の周辺の生産緑地地区を街区公園、近隣公園等に位置付けられないか。
- ・京成線沿線の市街地中心部は公園が少ないので、緑化重点地区に指定するべきだと思ふ。
- ・真間川、国分川、外環道路、国道 14 号を緑の軸とする。
- ・周辺の斜面緑地との連携を図る。

(中部)

- ・マンションや戸建ての建築時に、公道接道部をオープンにして緑化する。
- ・都市計画道路の緑道化の実施。
- ・高架下の緑化、京葉道路脇の緑化を充実させる。
- ・公用駐車場を公園にする。
- ・行徳近郊緑地は、自然観察ができるようにする。
- ・工場跡地の有効利用を図る。

(南部)

- ・猫実川沿川、塩浜通り、行徳駅前通りをグリーンベルトとして整備する。
- ・江戸川河川敷沿川緑化の推進。
- ・石垣場を地区公園として整備する。
- ・塩浜地区工業地帯の総合公園化、海の公園化を図る。
- ・駅前周辺、ビルの屋上と壁面の緑化を充実させる。
- ・旧行徳市街地、内匠堀を生かした公園づくり、神社・仏閣等の敷地内を緑化。
- ・人材の発掘と育成(みどりの市民大学の充実)を行う。
- ・行政がきっかけをつくり、緑の講演会等を行う中で実際に行徳の緑を見て、緑化運動を展開していく。

第 6 回市民懇談会[平成 14 年 12 月 4 日]

緑を守り、育てる方法の市民、事業者、市の役割についての意見

(市民の役割)

- ・地域住民は行政に対し、積極的に意見を発するべきだと思ふ。
- ・個人の庭をもっと活用する(生垣、ガーデニング、オープンガーデン)
- ・屋上、壁面緑化に関しては市民の負担とする。
- ・緑地の所有者の活動を一般市民がバックアップする。
- ・緑地への理解を深め、落ち葉やゴミの放置問題を改善する。
- ・ボランティア活動や緑のイベントに積極的に参加・協力する。
- ・みどりの基本計画に沿って、市民の役割に基づく緑化を実行する。

(企業の役割)

- ・企業や市民がスポンサーになり、植樹・里親制度に取り組む。
- ・企業の敷地を緑化し、積極的に開放する。
- ・技術、情報、講師派遣の提供に協力して欲しい。
- ・延焼防止のための生垣化の充実。
- ・住宅地の中の工場移転の奨励と、その後の緑化によるオープンスペースの確保。

(市の役割)

- ・植樹祭などで市民参加型の緑化を啓発する。
- ・学校等の公共施設の校庭、壁面、屋上緑化を推進する。
- ・管理された魅力ある斜面樹林をPRする。
- ・ボランティア人材の育成。
- ・「みどりの基本計画」を環境学習等の副読本としても利用できるようにする。
- ・ピオトープ、河川沿いの草花の名所づくり。
- ・外環道路沿いに花の咲く木を国に要望する。
- ・江戸川河口のレクリエーション公園。

市民報告会(第7回市民懇談会)[平成15年11月26日]

計画書素案についての意見

- ・4系統による公園の配置方針では、図の中に、外かん道路の緑をどのように考えていくのかが、描かれていない。
- ・小さな空間でも、緑のあるスペースがあるとよい。
- ・アクションプランの推進というところが、非常に重要。PDCAサイクルを公開することが必要なのではないか。
- ・現状をどう評価するかが、基本計画の最も重要なところだと思う。
- ・現状の緑について、提示の仕方が足りないのではないか。樹林地等の図面も大きくしてほしい。
- ・近隣の松戸市、鎌ヶ谷市、船橋市、浦安市などとのつながりを考えると視野が広がると思う。
 - ・緑のNPOの活動をアクションプランの中に取り込んでほしい。また、収益をもたらすような施策があってもよいと思う。
- ・都市公園の面積をここまで増やすのは、現実的ではないと思う。いかに効果的に市民が利用できるか、利用している公園というものを評価し、使われていないところはどうしたら使われるようになるかを考えなければならない。公園の再編ということで、例えば必要なところにまとめて広いものを作るなど、今あるものを見直すことも必要だと思う。
- ・研修をして保全リーダーを養成したり、緑のドクターなどを使って管理をしていくことも大切だと思う。

(2) 緑の調査専門委員会議[平成15年12月25日]

計画書素案についての意見

- ・将来、本計画の見直しが必要となった場合や計画目標値の進行管理の方針について書き加えて欲しい。
- ・農振地域を地域制緑地として含める場合は、まちづくりの中で、農用地区域とそれ以外の白地(農業集落地他)をどう位置づけて方針を立てるかを市民にわかりやすく提示する必要がある。
- ・一人当たり何㎡という数値目標より、市民にもっとわかりやすい目標を提示することが必要である。
- ・地域別方針をキャッチコピーのような言葉でわかりやすく表現して欲しい。
- ・樹林地評価については、その樹林地の保全・活用計画を作った上で、緑地を評価・確保する必要がある。(相続発生時の緑地の取り扱い対応)
- ・樹林地評価に際しては、市民意識としてどこの樹林地が大事な樹林地か、市民が大切に管理していく意識があるところを優先して評価する。

(3) 策定委員会

第1回策定委員会 [平成15年12月19日]

計画書素案第1～3章についての意見

- ・緑地の体系に従って、現在の緑地面積を分けて欲しい。また、4地区での分類が目標を立てるときに重要になると思う。
- ・緑地種別の面積をわかりやすく示すべきだと思う。
- ・緑の効用ということで、レクリエーションという言葉がいいのか、別な表現があってもよいのではないかなと思う。
- ・歴史的に緑が減っていった経緯は、どのような比率で変わっていったのかわかるのだろうか。
- ・クロマツと砂州というのは密接な関係があるため、「砂州の保全」についてもふれていただけたらと思う。
- ・緑地の区分ですが、「地域森林計画対象民有林」(108ha)等も計上していただければと思う。
- ・今の目標は数字だけになっている。将来目標が達成されたときにどんな状況になるのか、イメージ図等を用いて表現の工夫が必要だと思う。
- ・昭和30年代ぐらいの自然環境が目標のイメージになるのではないかな。
- ・どのぐらいの面積の緑地で、どのぐらいの酸素ができるなどが述べられても良いのかなと思う。排気及び温暖化対策を考慮して、緑地の整備方針、配置方針があっても良いと思う。
- ・現況について、全部書ききれないとすれば、自然環境課の方で調べたものを参考文献として調べたものがあるということ、載せればよいのではないだろうか。

第2回策定委員会 [平成16年1月19日]

計画書素案第4～6章についての意見

- ・施策表に役割分担も載せて欲しい。
- ・社寺林の扱いが小さいので充実させて欲しい。
- ・公園緑地の用地取得は現実的に難しいのではないかなと思う。用地を買収するだけでなく、何かしら公園として位置づけ、緑地確保していく視点が必要である。
- ・各公園の整備面積で大きな面積はどこを整備していくのが明らかにしていく必要があるのではないかな。
- ・緑の基金の活用内容を充実させて欲しい。
- ・地域別計画方針を分かりやすくして欲しい。
- ・「第一終末処理場の上部利用を図る」という表現を修正して欲しい。
- ・推進する、検討する、関わるといった言葉の統一をして欲しい。

第3回策定委員会 [平成16年2月17日]

計画書素案第7章及びこれまでの議論における事務局対応についての意見

- ・アクションプランの大規模公園のネットワークについては、北西部だけでなく海辺のネットワークがあってもよいと思う。
- ・アクションプランについては、リーディングプランという意味があるという感じがする。アクションプランかリーディングプランかということ整理する必要がある。
- ・基本的な施策のうち、当面5ヶ年間で取り組むべきもの、中期的に取り組むべきもの、長期的に取り組むべきものというような形で整理できればと思う。
- ・計画の5年後の見直しは良いと思うが、進行管理については、毎年行った方がいいのではないか。
- ・海辺の拠点は、三番瀬全体を位置づけるべきだと思う。
- ・施策の中に植生管理計画とあるが、具体的にどのような緑地をどういう風に管理するのかを示せないか。
- ・クロマツの保全施策として、学校や公園等公共施設を整備する際に、まとめて植栽するようにしたらいいのではないだろうか。
- ・「緑の市民大学」は、千葉大学で開催された市民向けの講座がある。このようなものも活用できるようにコンタクトを取ってほしいと思う。
- ・法律、条例については何条というように分かりやすく書いていただきたい。

6. 基本的な施策の分類表

施策内容		施策区分			役割区分			地域区分				
		継 続	拡 充	新 規	市 民	事 業 者	市	北 東 部	北 西 部	中 部	南 部	
基本方針1 生態系に配慮して地域の緑を守り活用します	1) 樹林地を守り活用する											
	樹林地保全・活用評価システムの構築											
	緑の保全及び緑化の推進に関する条例の制定											
	樹林地保全協定による保全											
	市民緑地の指定											
	都市緑地による公有地化											
	風致地区の維持											
	緑地保全地区の維持											
	社寺や文化財と一体となった緑の保全											
	開発に伴う緑の確保											
	植生管理計画の策定											
	2) 巨木、クロマツを保全する											
	保存樹・保存樹木の指定											
	巨木等保存協定の締結											
	クロマツの保全											
	3) 水循環を保全・形成する											
	水マスタープランの策定											
	湧水地の保全											
	河川環境の保全											
	海辺の保全											
4) 農地を守り活用する												
市民農園の拡充												
生産緑地地区の保全・活用												
農業体験施設の利用支援												
基本方針2 魅力ある都市公園を創出します	1) 緑の基盤となる都市公園を増やす											
	都市公園の配置、整備方針											
	都市公園の用地確保											
	身近な小広場（ポケットパーク）等の整備											
	2) 都市公園の魅力を高める											
	公園の再整備の推進											
	自然環境を活かした都市公園の整備											
	特色ある都市公園の整備											
安全・安心の公園整備												
ユニバーサルデザインの公園整備												

施策内容		施策区分			役割区分			地域区分			
		継続	拡充	新規	市民	事業者	市	北東部	北西部	中部	南部
基本方針3 公共施設の緑を増やします	1) 公共公益施設の緑を増やす										
	公共施設の緑化推進										
	モデル緑化の推進										
	大規模施設の緑の拠点づくり										
	水循環に配慮した施設整備の推進										
	生息環境に配慮した緑化の推進										
	道路緑化の推進										
	2) 緑の学校づくりを推進する										
学校の緑化の推進											
環境教育等の推進											
基本方針4 民有地の緑を増やします	緑あふれる街づくりの推進										
	住宅地の緑化の推進										
	オープンガーデンの推進										
	屋上や壁面への緑化の推進										
	総合設計制度や地区計画等による緑化の推進										
	緑地協定の推進										
	商業・業務地の緑化の推進										
工場等の緑化の推進											
基本方針5 水と緑のネットワークを形成します	1) 機能別のネットワークを形成する										
	ビオトープネットワークの形成										
	防災ネットワークの形成										
	レクリエーションネットワークの形成										
	風の道づくりの推進										
	桜ネットワーク整備構想の推進										
	大規模な公園緑地等のネットワーク形成										
基本方針6 緑のパートナーシップを推進します	1) 緑と花に対する関心を高める										
	啓発活動の推進										
	緑と花のイベントの開催										
	緑と花の講習会の充実										
	2) 緑と花の組織(人)をつくる										
	緑の調査専門委員の活用										
	緑と花に関する市民団体のネットワーク化の推進										
	緑地の管理ボランティアの育成										
	(仮称)緑の市民大学の設置										
	3) 緑と花の活動への支援										
	市民参加の公園・緑地づくり										
	緑のリサイクル活動の推進										
	市川市緑の基金の協力・支援										
	緑のトラスト運動の支援										
公園ボランティアへの支援											
「樹木1本、生垣1m運動」の支援											

《市川市みどりの基本計画 用語解説》

用 語	解 説
あ	
アクションプラン	基本構想、基本計画等の「考え方」を中心とした計画に対して、それを実現するための手法や活動指針を備えた具体的な実施計画のこと。
アメニティ	主に生活環境における「快適性」「快適環境」といった意味として訳される。
暗渠	地下に設けた下水路や雨水排水路のこと。
市川市総合計画	長期的な将来展望に基づいて、市政運営を総合的・計画的に進めるための根幹となる計画であり、各分野における計画や事業展開の指針となると同時に、市民と行政の共通の将来目標となるもので、「基本構想」「基本計画」「総合5ヵ年計画」から構成されている。
市川市都市計画マスタープラン	都市計画法に基づき、市が定める都市計画に関する基本的な方針。市川市基本構想の将来像を実現するため、まちづくりの方針やプロセス等を住民の意見を反映させ総合的、体系的に策定するもの。
市川市環境基本計画	市川市環境基本条例に基づき、多様な環境問題に的確に対応し、本市の環境の保全及び創造のための環境施策を積極的に展開するため、従来の「いちかわ環境プラン」を新たな視点で見直し「住み良い文化都市市川」をめざして策定されている。
一時避難場所	地震等による災害が発生した時に、一時的に避難して様子を見て情報を得る場所で、市が小・中学校のグラウンドや公園などを指定する。
雨水貯留機能	雨水を下水管を通して速やかに川などに流さず、一時的に調整池等に貯留して洪水を軽減させる機能。
エコアップ	人間の手によって、生き物の生息環境を復元することで、単に、木を植え、緑を増やすといった活動ではなく、より多くの生き物がそこに生息できる環境を整えていく活動を意味する。
エコトーン	水域と陸域間の水辺や森林と草原間の林縁など異なった環境が隣接して連続的な変化が観察されるような場所で「移行帯」とも呼ばれる。
エコロード	地域の自然環境や生き物との共存を図るように配慮された道づくりのこと。
NPO	民間非営利組織（Non-Profit Organization の略）。営利を目的とせず、公益的な活動を行なう民間組織。医療、保健、福祉、文化・スポーツ、環境、まちづくり、国際交流など様々な分野で活動する団体が含まれる。
延焼遮断（防止）機能	樹木や広場などにより、火災の延焼を防ぐ役割のこと。阪神・淡路大震災では、公園の緑の役割が大きかったことが証明されている。
塩生植物	真水と海水が混ざる汽水域河口や塩沼湿地に生える植物。
オープンガーデン	個人の庭などにおいて、塀や生垣を低くして、開放的な花壇や庭をデザインして一般の市民に公開すること。
オープンスペース	建物のない一定の広がりのある場所のことで、緑地と同等の言葉として使う場合もある。

か

海進海退	海水面の上昇・下降によって海岸線が陸地側へ移動することを「海進」、その逆に海側に移動することを「海退」という。
外来種	自然に、或いは観賞用などとして人為的に外国から入ってきた生物のこと。
緊急用船着場	地震などの災害時に道路が通行できない場合に、川から船で救援物資や復旧用資材を輸送するための船着場。
可動堰	門扉等を開閉したり転倒させることによって水位、流量の調節ができる堰。
回廊	緑の拠点を河川、道路などで結び連続性を確保したルートのこと。
環境学習	樹林や川など自然の環境や人が活用してきた環境を題材にしながら、自然の仕組みや人の営みとの関わりなどを学ぶこと。
緩傾斜護岸	河川や池などの水際に人が水に近づきやすくしたり、ふれたりできるようにするために、護岸を緩やかな階段状や斜面にすること。
緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止や工業地域での災害防止を図ることを目的として隣接する市街地と分離遮断するために設置する緑地。
幹線道路	都市間の主要地点を結ぶ道路のこと。
管理ボランティア	樹林地などの自然環境の維持・保全活動(清掃、草刈り、樹木の手入れなど)を行うボランティアや公園の清掃や花壇づくりなどの維持管理活動を行なうボランティアのこと。
涵養機能	水がしみこむように、自然に養われる機能。
狭隘道路	幅 4m 未満の狭い道路
クリーンエネルギー	太陽熱利用や太陽光発電、風力発電など温暖化ガスの排出や廃棄物処理の点で環境へ負荷をできるだけ与えないエネルギー源。
景観	景色、眺め。見る主体である人と見られる対象である環境との視覚的關係である。
広域避難場所	地震等による火災が拡大し、輻射熱や煙による二次災害の危険から住民の安全を確保するために十分な広さのある場所で、公園、学校など、面積の広い場所が指定される。
甲殻類	エビやカニ、ザリガニの仲間のこと。
公有水面	河川、海域、湖沼その他の公共の用に供する水面で国等の所有に属する水面。
権現道(ごんげんみち)	本行徳、関ヶ島を通る狭い道。(名前の由来は、徳川家康が東金での鷹狩りに出かけたときに通った道と言われる。)

さ

砂洲	陸地から海に延びた砂の堆積が水面上に発達したもの。
里親（アダプト）制度	身近な公園などの公共の場所を市民がボランティアの里親となって、その維持・管理を行う制度。
里地・里山	農山漁村集落、農耕地、薪炭生産など人との深い関わりを有したクヌギ・コナラ林などの二次林等で構成された地域。
市街化区域	既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。道路、下水道、公園等の施設の計画を定めることができる。
市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域。主に農林業を行う区域。
施設緑地	都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地を総称して呼ぶ名称。（「緑地」参照）
児童遊園	児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設で、児童に健全な遊びの場を提供して、健康の増進や情操を豊かにすることを目的とする。
市民参加	行政計画などに市民が参加することで、特に公園計画では、アンケート、公聴会、説明会、ワークショップ方式などが行なわれている。
市民農園	市民がレクリエーションや自家用野菜の生産を目的として野菜や花を育てるための農園。
市民緑地	樹林地などを市などの公的組織が所有者から借用し、住民の管理を条件に開放する緑地のこと。 <制度について> 市民緑地制度とは、土地所有者の申し出により市が契約した土地を、住民が既存樹林等の緑の保全や新たな緑の創出の場として利用する制度。これにより、土地取得の負担なく、地域の緑づくりの場として緑地の提供を受けることができ、減少傾向にある緑を保全することができる。また、土地所有者には、固定資産税、都市計画税の減免や、20年以上の契約者には相続税等の軽減措置など、維持管理負担の軽減をもうけ、地域の緑づくりに参加しやすくしている。
社寺林	神社や寺院の周囲の林
住工混在地域	住宅地と工場が混在している地域。
常夜灯	本行徳の旧江戸川沿いにある石でつくられた燈籠。
照葉樹林	タブ林、シイ林、クスノキ林、カシ林など表面が光沢のある常緑の葉を持つ樹林。
植生自然度	自然を人工の影響を受ける度合いによって、10段階のランクに分けて自然性の度合いを示したもの。高山植物や天然林は、10ないし9となり、住宅地や造成地は1の植生自然度となる。

参考資料

親水公園	海、池や川沿いなどにある公園で、水辺に近づいて親しむことができたり、水辺の景観に親しめる公園。
親水護岸	河川や池などの水際に近づいたり、水に触れられるように、護岸を緩やかな斜面にしたり、石積みにするなどによって、水辺に親しめるようにすること。
薪炭	たきぎと炭。
生態系	生き物と土、水、大気、太陽光の5つの要素が有機的な関係を保つことにより構成され、生き物同士の食うもの食われるものとしての食物連鎖に組み込まれた自然のシステム。
雑木林	燃料用或いは堆肥用等として仕立てられ、15～20年で伐採する林で、その構成種は地域によって異なるが、関東では、クヌギ・コナラ林が一般的である。
総合学習	平成10年に告示された学習指導要領において、「総合的な学習の時間」が創設され、学ぶ意義を子供たちに実感させ、次の学びへの意欲を高めると同時に、各教科などで習った知識を実感し、体得させることをねらいとしたもの。
総合設計制度	建築基準法では、建ぺい率に対して一定の公開空地率が確保されている場合には、容積率と高さが緩和される。

た

内匠堀	田中内匠と狩野浄天によって開削された幅2間ほどの農業用水路で、鎌ヶ谷から大柏、八幡、南行徳を通る延長12kmに及ぶ水路で、元和6年(1620)に完成した。昭和40年代まで近隣の農地を潤していたが、現在は蓋をかけられ歩道となっている。
多目的広場	イベントなど多目的に利用できる広場。
地域制緑地	緑地のうち、何らかの法制度等により担保されたもので緑地保全地区や風致地区等、一定の地域を指定したもの。
地区計画	良好な都市環境をつくるために、地区(例：幹線道路などで囲われた地区など)を単位として、建物の形や緑化率などを決め、一定の範囲の中でのまちづくりを進める制度。
中高層建築物	中高層の建築物が建てられる用途地域により、階数や高さが異なるが、第1、2種中高層住居専用地域、第1、2種住居地域では、地上4階建て以上又は高さが10mを超える建築物をいう。
沖積平野	河川の流下堆積物からなり、形成年代が若い地質年代の平野のことをいう。
調節池	大雨時の洪水を防ぐため、河川沿いなどに堤防を設けて水を一時的に貯めておく池のこと。
眺望地点	不特定多数の人の集まる可能性のある公共的な場所で開けた景観を望むことのできる地点。
直立護岸	コンクリート擁壁や鋼製の矢板で直立に作られた護岸。

千葉県都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	都市計画法第 7 条の 4 に基づき、県が市街化区域、市街化調整区域について、その区分、及び各区域の整備、開発又は保全の方針を定めたもの。
鎮守の杜	微高地上を樹林に囲まれた神社や塚石が置かれた場所を指す。
都市河川	人口が集中する都市部を流れる河川。
都市計画区域	市町村の市街地を含む地域を一体的な都市として整備していく区域のこと。市川市は全域が都市計画区域となっている。
都市計画道路	都市計画法に定める都市施設として位置づけられる道路で、交通の円滑な処理、防災活動の確保等の役割を担う道路として整備される。
都市公園	都市公園法で規定されている公園のこと。現在、市に整備されている公園及び計画されている種類については本文第 2 章- 3 及び第 4 章- 2 を参照。
土地区画整理	原則的に土地を買収せずに土地所有者から少しずつ土地を提供してもらうことで道路や公園等の公共施設整備を行ない、残りの土地の利用価値を高め、健全な市街地を整備すること。
トラスト運動	自然環境や歴史的環境を保全するために広く人々から寄付を募って土地を買い取る運動のこと。

な

ネットワーク	拠点間を道路や河川で縦横に結び連携すること、或いは個々の市民団体を組織化して連携すること。
農業振興地域	昭和 30 年代から 40 年代にかけて、都市地域への人口集中や開発等が急速に行われたことにより、農地が減少し続ける状況の中で、農業の振興を図るべき地域を明らかにし、重点的に整備・保全を行うことを目的に定められた。
農用地区域	今後おおむね 10 年以上にわたり農地として利用される集団的な農地のこと。農地以外への利用の変更が制限されているため、緑地としての継続性が高い。

は

パーゴラ	つる植物を這わせて格子状に組んだ棚。公園のベンチや砂場の上に設けられ、夏には緑陰を提供する。
パートナーシップ	市民、事業者、市など異なる組織同士の対等な関係に基づく共同作業によって、課題解決の枠組みをつくること。
ハンギングバスケット	草花の寄せ植えを飾るプランターの一つで、塀の壁やフェンスなどに掛けたり、吊るしたりするタイプのものをいう。
ヒートアイランド現象	市街地において建物の密集、道路舗装、ビルや工場からの人工熱の放出、大気汚染などの原因によって局地的に気温が上昇する現象。

<p>ビオトープ、 ビオトープネット ワーク</p>	<p>ビオトープとは、ドイツ語で「生きものの住む場所」という意味。水、土、大気、植物、動物が一つのつながりのある環境をつくっている範囲をビオトープといい、このビオトープが複数つながった全体をビオトープネットワークという。これらビオトープ、ビオトープネットワークがえられるということは、いろいろな動植物が継続的に生息・生育できる環境がえられるということであるので、その地域の自然環境を少しでも回復していくことが大きな目標になる。</p>
<p>避難路</p>	<p>広域避難場所などに通じる道路、緑地又は緑道等をいう。</p>
<p>防火帯</p>	<p>延焼を防ぐ機能を持つ施設のこと。緑道や連続する帯状の樹林、河川などが、防火帯としての役割を担う。</p>
<p>防災機能</p>	<p>避難場所、避難路などの役割を担うこと。</p>
<p>放水路</p>	<p>江戸川放水路の正式名称は『江戸川』であり、昔からの江戸川の流路は旧江戸川のほうで、江戸川放水路は洪水を防ぐために人工的につくられた水路である。</p>
<p>ポケットパーク</p>	<p>ベストポケットパークの略でチョコッキのポケットのように小さい「ミニ公園」を意味する。1967年に完成したニューヨークの「ペイリーパーク」がその語源のはじまりといわれている。市街地における道路整備や市街地整備などで残された小規模な土地を活用して、地区の緑化に役立てたり、休息の場を提供する。</p>
<p>保全</p>	<p>自然環境について使われる言葉で、大きく、保護、保全、利用の三つの考え方を基本として使う。 保護は、現状の維持を大きな目的とし、一切手を入れないことが基本。ただし、対象となる動植物の生息・生育環境が悪化する恐れのある場合には、環境改善の方策を行うことがある。 保全は、現在の自然環境の継続に配慮しながら、散策や観察など軽度の利用を許容していくこと。そのため、対象となる環境がある程度の利用に耐えられることが条件になる。 利用は、対象となる環境の代替が可能と判断された時に施設の整備などによる利用を行うこと。</p>

ま

<p>水環境</p>	<p>水及び水辺地を欠くことのできない構成要素として、水質、水量、生物の生息状況その他の自然的側面及び親水空間、水に関する伝統的行事等の水文化その他の社会的側面を有する自然的社会的環境を意味する。</p>
<p>緑</p>	<p>「緑」とは、植物によって覆われている土地を意味するだけでなく、オープンスペースやその土地における野生生物、土壌、水などの自然環境を構成する要素全体を含む広い意味として捉える。</p>
<p>木造密集市街地</p>	<p>建築物が道路などの基盤整備が行なわれないまま、木造住宅が高密度に建ち並んでいる市街地をいう。</p>

や

屋敷林	北風や日差しから屋敷や居住環境を守るため、屋敷の周囲に植えられている林を指す。古くから枯れ枝や枯れ葉は燃料として使われている。
谷津	台地に樹枝状に刻まれた谷で水はけの悪い低湿地。このような地形の場所は古くから水田に利用されてきた。
遊休農地	1年を超えて作付けしていない農地で、今後作付けの意志があるものも、作付けの意思がないものも含めていうもので、耕作放棄地の一部は遊休農地となる。（「耕作放棄地」参照）
湧水	地下水が台地の斜面など地形の変化した場所から地表に出てきた地表水のこと。
ユニバーサルデザイン	年齢・性別・障害などを超えて、すべての人が自由に活動し、いきいきと生活できるようにするという考え方を基本に、ある特定の人のためのデザインではなく、より多くの人が利用できるよう配慮されたデザインのこと。 また、そういったデザインをしようという考え方そのものをいう。

ら

落葉広葉樹	広い葉を持ち、秋になると紅葉し、冬が来る前に葉を落とす樹木。
ランドマーク	地域の特徴を示す景観要素で、高層建築物や巨木など周辺から見ることでできる高さを持った目印のようなものを指す。
緑地	「緑地」とは、法や協定、条例等により、永続的に担保される空間を意味し、大きく分けて「施設緑地」と「地域制緑地等」に整理され、「施設緑地」は、住民の利用可能な公園、緑地やこれに準じた公共施設や民間施設等を位置づけ、「地域制緑地等」は、法的に一定の区域の緑を保全するものとして位置づける。
緑地協定	「都市緑地保全法」第14条に基づき、市民の方々（土地所有者等）がお互いに自分たちの住む街を良好な環境としていくために、関係者全員の合意によって区域を設定し、緑地の保全または緑化に関する協定。
緑地率	区域面積に対して施設緑地と地域制緑地を合わせた緑の割合。
緑被率	市域や特定区域に占める樹林、草地、農地、水辺地、公園緑地等の植物で覆われた土地の割合。
緑化率	公共施設や学校などの敷地面積に対する植栽面積（樹木、芝生、草花などが植えられている面積）の割合。
林冠	森林の上層部の枝や葉が多く接して森を覆う層をいう。

市川市みどりの基本計画

発行：市川市

〒272-8501 千葉県市川市八幡 1-1-1

TEL 047-334-1111 (代表)

ホームページ http://www.city.ichikawa.chiba.jp/net/mizumido/koen/green_plan/

編集：市川市水と緑の計画課

表紙：「森を抜ける道」久保 由紀（パステル画家）